

平成20年5月2日

## 株 主 各 位

名古屋市港区船見町1番地86

株式会社 **ダイセキ**

代表取締役社長 伊藤博之

### 第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年5月21日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |   |                            |
|---------|---|----------------------------|
| 1. 日    | 時 | 平成20年5月22日（木曜日）午前10時       |
| 2. 場    | 所 | 名古屋市港区船見町1番地86 当社本社ビル4階会議室 |
| 3. 目的事項 |   |                            |
| 報告事項    |   |                            |
1. 第50期（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第50期（平成19年3月1日から平成20年2月29日まで）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- |       |            |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件    |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件  |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件  |
| 第4号議案 | 監査役報酬額改定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daiseki.co.jp/IR/accounting.html>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は企業収益が好調に推移し、設備投資や個人消費も底堅く、緩やかな回復基調が続きましたが、後半になり米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安や、急速な原油の高騰、ドル安等の不安定な状況で推移いたしました。

このような状況下ではありますが、当社グループは引続き法令遵守・社会的責任を果たすことにより、社会的な信頼を得たうえで中長期的な事業拡張を目的として、積極的な設備投資・技術開発を行い、業容拡大に努めてまいりました。

当社においては、特に主要市場である関東圏、関西圏でのシェア獲得のため、引続き積極的な設備投資と営業強化により業容を拡大してまいりました。また土壌汚染の調査・分析・処理を一貫して行う子会社の株式会社ダイセキ環境ソリューションにおいては、改正建築基準法の影響による建設着工件数の急減という逆風下ではありましたが、土壌汚染に対する社会的関心は引続き高まっており、関東地区・中部地区・関西地区の主要3都市圏を中心に引続き営業体制を強化し、業容を拡大してまいりました。特に、土壌汚染のリサイクルセンターを持たなかった関西地区においては、平成19年4月に大阪リサイクルセンターが竣工、操業を開始しており、関西地区での業績拡大に寄与いたしました。また、株式会社ダイセキ環境ソリューションは、皆様のご支援のもと平成20年2月13日に東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部に市場変更、同時に名古屋証券取引所市場第一部に上場いたしました。

さらに、平成19年4月に買収により子会社化した使用済バッテリーから再生鉛の精錬を行う田村産業株式会社も、ダイセキグループ化による信用力を背景に使用済バッテリーの回収量が増加、さらには国際的な鉛価格の高騰を受け、業績を大幅に伸ばすこととなりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高35,160百万円（前期比30.3%増）、経常利益8,191百万円（同43.6%増）、当期純利益5,060百万円（同57.1%増）と増収増益を確保し、売上高におきましては9期連続、経常利益・当期純利益におきましては6期連続で過去最高の業績を更新いたしました。

営業部門別の状況は、次のとおりであります。

#### 〈環境部門〉

環境部門におきましては主力である産業廃棄物の収集運搬・中間処理事業は、主要な顧客である国内メーカーの生産活動が引続き好調を維持し、事業環境は良好に推移いたしました。また、重油・石炭といった燃料価格の高騰が続き、当社の生産するリサイクル燃料への需要も引続き高まってきております。こうしたなか、当社は産業廃棄物処理業界での高い信用力と技術力を背景に市場での存在感を高め、さらに積極的な設備投資により処理能力の拡大やリサイクル燃料の生産能力の拡大に努めることにより、受注を順調に増やしてまいりました。

さらに、子会社の株式会社ダイセキ環境ソリューションの土壤汚染関連事業においても、土壤汚染リスクに対する認識が社会的に浸透していくなかで、土壤汚染の調査・分析・処理に対する受注を大幅に増やしてまいりました。さらに、田村産業株式会社においても、高騰する鉛価格を背景に、原料である使用済バッテリーの回収に注力し、100%近い工場稼働率を維持してまいりました。

以上の結果、環境部門の売上高は32,872百万円（前期比31.9%増）と大幅に増加いたしました。

### 〈石油部門〉

石油部門におきましては原油価格の高騰を受け、当社の生産する離型剤等の原料も高騰いたしました。反面、販売量が大きく伸びる期待は少なく、当社グループは、量的拡大をむやみに追い求めるのではなく、引続き利益確保を優先する営業政策を推進してまいりました。このため、石油部門の売上高は、2,277百万円（前期比11.8%増）となりました。

### 〈その他〉

子会社の株式会社ダイセキ環境ソリューションにおいて、賃貸マンションの経営を行っており、当部門の売上高は10百万円（前期比1.6%減）となりました。

部門区分	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
環境部門	24,921	32,872	7,950	31.9
石油部門	2,036	2,277	241	11.8
その他	10	10	△0	△1.6

## ② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2,839百万円であります。その主な内容は次のとおりであります。

### 株式会社ダイセキ

名古屋事業所	重油施設	327百万円
関西事業所	水処理施設増設工事	500百万円
関東事業所	第三工場第2期工事	212百万円

### 株式会社ダイセキ環境ソリューション

大阪リサイクルセンター	建物	718百万円
大阪リサイクルセンター	土壌処理プラント等	134百万円
本社	建物	116百万円

③ 企業集団の資金調達状況

株式会社ダイセキ

当連結会計年度において公募増資により4,663百万円、オーバーアロットメントに伴う第三者割当増資により699百万円を調達しております。

なお、上記増資により調達した資金は、3,911百万円を田村産業株式会社の株式取得資金に、残額を当社設備投資資金に充当する予定であります。

株式会社ダイセキ環境ソリューション

当連結会計年度において公募増資により1,629百万円、オーバーアロットメントに伴う第三者割当増資により207百万円を調達しております。また、新たに銀行借入により長期借入金800百万円及び短期借入金250百万円を調達いたしました。

なお、上記資金は前項の設備投資の支払及び長期借入金の返済に充当する予定であります。

④ 他の会社の株式の取得状況

当社は、事業拡大の一環として、田村産業株式会社の全株式を取得することを決議し、当該決議に従い平成19年4月27日付で同社の株式29,400株（持分比率49.0%）を取得し、同社を連結子会社としました。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 47 期 平成17年2月期	第 48 期 平成18年2月期	第 49 期 平成19年2月期	第 50 期 (当連結会計年度) 平成20年2月期
売 上 高(百万円)	19,085	21,644	26,968	35,160
経 常 利 益(百万円)	3,110	4,097	5,701	8,191
当 期 純 利 益(百万円)	1,937	2,356	3,220	5,060
1株当たり当期純利益(円)	84.83 (49.09)	86.23 (59.88)	100.53 (83.77)	124.77
総 資 産(百万円)	28,215	31,987	37,652	50,955
純 資 産(百万円)	22,277	24,446	27,764	39,921

- (注) 1. 第49期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。
2. 平成17年4月18日付をもって、平成17年2月28日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1.2株の割合をもって株式を分割しておりますが、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
3. 平成18年3月1日付をもって、平成18年2月28日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1.2株の割合をもって株式を分割しておりますが、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
4. 平成19年3月1日付をもって、平成19年2月28日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1.2株の割合をもって株式を分割しておりますが、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
5. 1株当たり当期純利益の括弧内は、(注)2.から(注)4.の株式分割が、すべて第47期期首において行われたものとして計算したものであります。
6. 第50期に公募による時価発行増資(純資産の増加額4,663百万円)及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資(純資産の増加額699百万円)を行っております。
7. 当連結会計年度の営業成績につきましては、「1.企業集団の現況に関する事項(1)当事業年度の事業の状況①企業集団の事業の経過及び成果」をご参照下さい。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社ダイセキ 環境ソリューション	1,446百万円	53.6%	土壌汚染処理・産業廃棄物処理 受託
田村産業株式会社	30百万円	49.0%	使用済バッテリーの収集運搬、 再生利用 鉛・アルミニウムの精錬 非鉄金属原料の販売

### (4) 企業集団の対処すべき課題

#### ① コンプライアンス体制の充実

環境関連事業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を企業の最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。

#### ② 田村産業株式会社の子会社化

平成19年4月より田村産業株式会社（使用済バッテリーを中心とした非鉄金属等リサイクル業）が当社グループに加わっております。同社の加入により当社グループの事業領域が拡大されますが、それ以上に既存事業との相乗効果や営業上の相乗効果を図ってまいります。同時に事業環境を見極めつつ、同社の設備投資による生産能力拡大も検討してまいります。

#### ③ 関東地区・関西地区での事業拡大

当社グループは、引続きエリア戦略として、大規模な市場を有しかつ相対的に当社グループのシェアが低い関東地区、関西地区に対し、業容拡大のための積極的な設備投資と営業力の注入を第一に位置付け、実行しております。平成18年10月には、関東地区での業容拡大を目的とし、関東事業所第三工場（栃木県佐野市）が完成し、順調に稼働率を高めております。また、関西地区においては処理能力向上を目的とした関西事業所の拡張工事が平成20年2月に完了しております。

④ リサイクル技術の向上

当社グループの産業廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。当社グループは、積極的な研究開発・設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図ってまいります。

⑤ 情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握により的確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また迅速な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの再構築に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年2月29日現在）

環 境 部 門	廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・グリース類エマルジョン等の処理 鉱物油・工業用潤滑油・圧延油・焼入油・有機溶剤等の再生処理 船舶廃油引取処理 汚泥・油泥等の処理 化学プラント・パイプクリーニング工事 船舶清掃 下水道・側溝・廃水ピット・各種タンク清掃 保全工事・流出油回収作業 計量証明書発行 土壌汚染調査・浄化处理 使用済バッテリーの収集運搬・再生利用 鉛・アルミニウムの精錬 非鉄金属原料の販売
石 油 部 門	離型剤・工業用潤滑油・高圧絶縁油・合成潤滑油・塗料剥離剤等の製造、販売 各種燃料油・潤滑油・化学薬品の販売



(6) 主要な営業所及び工場（平成20年2月29日現在）

株式会社ダイセキ	本社	名古屋市港区
	名古屋事業所	名古屋市港区
	北陸事業所	石川県白山市
	関西事業所	兵庫県明石市
	九州事業所	北九州市若松区
	関東事業所	栃木県佐野市
	千葉事業所	千葉県袖ヶ浦市
株式会社ダイセキ環境ソリューション	本社	名古屋市港区
	東京本社	東京都中央区
	関西支社	大阪市大正区
	名古屋リサイクルセンター	愛知県東海市
	横浜リサイクルセンター	横浜市鶴見区
	大阪リサイクルセンター	大阪市大正区
北陸ダイセキ株式会社	本社	石川県金沢市
田村産業株式会社 (注)	本社	栃木県宇都宮市
	篠井工場	栃木県宇都宮市
	平出工場	栃木県宇都宮市

(注) 田村産業株式会社は平成19年4月27日より連結子会社としております。

(7) 企業集団及び当社の使用人の状況（平成20年2月29日現在）

① 企業集団の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
631名	107名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。  
2. 前連結会計年度末に比べ使用人数が107名増加しておりますが、これは主に田村産業株式会社が新たに連結子会社として加わったことによります。

② 当社の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
479名	26名増	38.2歳	7.9年

(注) 使用人数は就業員数であります。

## (8) 企業集団の主要な借入先の状況（平成20年2月29日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,145百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	968
株式会社名古屋銀行	389
三菱UFJ信託銀行株式会社	363
株式会社中京銀行	285
株式会社滋賀銀行	285

## 2. 会社の現況に関する事項

### (1) 会社の株式に関する事項（平成20年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 72,000,000株
- ② 発行済株式の総数 41,022,686株

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加は、株式分割による増加6,415,447株、公募増資による新株の発行2,200,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株の発行330,000株によるものであります。

2. 平成20年1月9日開催の取締役会において、平成20年2月29日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1.1株の割合をもって、平成20年3月1日付で株式の分割を行うことを決議いたしました。これによる増加株式数は4,102,268株であります。なお当該株式分割に伴い、当社定款を変更し、発行可能株式総数を平成20年3月1日付で分割比率に応じて増加する決議をいたしました。これにより発行可能株式総数は7,200,000株増加して79,200,000株となりました。

- ③ 当事業年度末の株主数 9,601名
- ④ 大株主（自己株式を除く発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主）

会社法施行規則第122条第1号に該当する発行済株式の総数（自己株式を除く。）の10分の1以上の数の株式を有する株主はおりません。

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 等
代表取締役社長	伊藤博之		
代表取締役副社長	柱 秀 貴		株 式 会 社 伊 藤 治 商 事 代 表 取 締 役
取 締 役 副 社 長	久保田 稔	事業統括本部長	
専 務 取 締 役	山本哲也	事業統括本部 生産技術開発担当	
常 務 取 締 役	福島満夫	事業統括本部 環境安全担当	
取 締 役	天野浩二	関東事業所長	
取 締 役	岡田 篤	事業統括本部 田村産業株式会社担 当	
取 締 役	稲垣淳一	名古屋事業所長	
取 締 役	平林一美	企画管理本部長	
取 締 役	江越且明	九州事業所長	
監 査 役(常勤)	原田利男		
監 査 役(常勤)	山下常紀		
監 査 役	水野三四三		
監 査 役	鈴木雅二		

- (注) 1. 監査役水野三四三及び監査役鈴木雅二の両氏は社外監査役であります。
2. 常勤監査役原田利男氏は、当社の経理部に昭和55年5月から平成10年5月まで在籍し、通算18年にわたり決算手続ならびに財務諸表等の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## ② 役員報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	10名	200百万円
監 査 役	4	30
合 計	14	230

(注) 1. 株主総会の決議（平成3年5月27日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額350百万円であり、株主総会の決議（平成7年5月16日改定）による監査役報酬限度額は年額30百万円であります。

2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（取締役12百万円、監査役1百万円）を含めております。

3. 上記には、使用人兼務取締役5名に対する使用人給与相当額64百万円は含まれておりません。

## ③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況等

該当事項はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

ハ、各社外役員の主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（23回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役水野三四三	7回	30.4%	7回	58.3%
監査役鈴木雅二	11	47.8	12	100.0

取締役会における発言状況

監査役水野三四三氏は、元政治家として培われた経験から、取締役会において、社会的及び行政的な見地より発言・アドバイスをしております。

また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言をおこなっております。

監査役鈴木雅二氏は、経営者の経験及び幅広い見識から、取締役会において、設備投資関連について発言・アドバイスをしております。

また、監査役会において、内部監査等について適宜、必要な発言をおこなっております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

ホ、社外役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	一名	一百万円	一百万円
社外監査役	2	2	—
合計	2	2	—

#### (4) 会計監査人に関する事項

① 当社の会計監査人の名称 監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 17百万円

ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金 35

銭その他の財産上の利益の合計額

(注) 上記イの報酬等の額には公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額を記載しております。また、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記イの報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務及び財務調査を委託し対価を支払っています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は下記のとおり「内部統制基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備を図っています。

### 「内部統制基本方針」

#### ①基本的な考え方

イ. 当社は「ダイセキ倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。当業界のリーダー企業として永続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図っていくことを基本とする。

ロ. 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを実施する。

ハ. 代表取締役副社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

#### ②取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の定める「倫理綱領（経営理念）（倫理憲章）（行動規範）」を代表取締役社長の強いリーダーシップのもと、役職員一同が繰り返し勉強し、企業としての社会的役割、責任を自覚し、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を全員が修得することを徹底する。

ロ. 代表取締役副社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。各部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

ハ、取締役ならびに監査役や各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築しており、その徹底を図っている。

社員が直接通報・相談することを可能とするコンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の存在意義と認識を徹底する。通報・相談を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を徹底する。

通報・相談を行った社員については別途定めた「公益通報者保護規程」を基に対応する。内容によっては、適宜の情報開示を実施する。

ニ、監査室はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

ホ、社員の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から総務部人事管理課に処分を求め、役員の方令・定款違反についてはコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ、代表取締役社長は、総務部及び担当取締役に指示し、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、全社的に管理する「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。

ロ、取締役及び監査役は必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ、「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定める。代表取締役副社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当社グループのリスクを網羅的・総括的に管理する。重要度の高いリスクについては、対応策を決定し、リスクコントロールに努める。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部門を定める。



- ロ. 監査室は部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、改善策を審議・決定する。
- ⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 以下のとおり経営管理をきめ細かく行うことにより、取締役の職務の執行の効率化を図る。
  - イ. 「取締役会規則」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」の見直しによる権限・意思決定ルールの明確化
  - ロ. 取締役・事業所長・グループ各社社長を構成員とする経営会議の充実（監査室長及び監査役の参加）と事業部門毎の業績目標・予算設定とITを活用した月次・四半期業績管理の徹底
  - ハ. 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- ⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、業務においては事業統括本部が、コンプライアンスにおいては企画管理本部が運営調整し、月1回の合同経営会議を通じ指示・要請等の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。また、コンプライアンス教育の共通化により、適正を確保していく。
  - ロ. 当社取締役、事業所長及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ハ. 当社の監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門及び部門責任者に報告し、合同経営会議等を通じ、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ⑦監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - イ. 当社は、当面補助する使用人を設置しない。ただし、監査役会が必要と認め、設置要請がある場合には、すみやかに設置することとする。また、その使用人は社内組織から独立したものとする。

ロ. 監査役は、監査室員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮・命令は受けないものとする。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制とその他の監査役への報告に関する体制

監査役会に報告すべき事項を定める規定を監査役会と協議し、取締役は次に定める事項を報告することとする。

イ. 経営会議・取締役会で決議された事項

ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ. 毎月の経営状況で重要な事項

ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

ホ. 重大な法令・定款違反

ヘ. コンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の通報・相談状況及び内容

ト. その他コンプライアンス上重要な事項

使用人は前項ロ. 及びホ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規則」「監査役権限」による職務分担や代表取締役との定期的な意見交換及び会計監査人の監査時や「マネジメント・レター」等による定期的情報交換を実施する。また、必要に応じて顧問弁護士等による助言を受けることができる体制を構築する。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成20年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(29,658)	流 動 負 債	(8,346)
現金及び預金	20,716	支払手形及び買掛金	2,335
受取手形及び売掛金	6,609	短期借入金	1,150
たな卸資産	1,932	1年以内返済予定の長期借入金	544
繰延税金資産	278	未払法人税等	2,098
その他	134	賞与引当金	179
貸倒引当金	△13	その他	2,039
固 定 資 産	(21,297)	固 定 負 債	(2,687)
有形固定資産	17,288	長期借入金	1,893
建物及び構築物	5,053	従業員退職給付引当金	581
機械装置及び運搬具	3,404	役員退職慰労引当金	208
土地	8,465	その他	3
建設仮勘定	199	負 債 合 計	11,033
その他	166	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	1,192	株 主 資 本	(36,734)
投資その他の資産	2,815	資 本 金	6,382
投資有価証券	728	資 本 剰 余 金	7,051
長期性預金	500	利 益 剰 余 金	23,396
繰延税金資産	428	自 己 株 式	△95
その他	1,163	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(159)
貸倒引当金	△4	その他有価証券評価差額金	159
資 産 合 計	50,955	少 数 株 主 持 分	(3,027)
		純 資 産 合 計	39,921
		負 債 純 資 産 合 計	50,955

## 連結損益計算書

（平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上高	35,160
売上原価	23,148
売上総利益	12,011
販売費及び一般管理費	3,809
営業利益	8,201
営業外収益	107
受取利息	43
受取配当金	13
補助金収入	32
その他	18
営業外費用	118
支払利息	36
株式交付費	58
その他	24
経常利益	8,191
特別利益	869
固定資産売却益	12
投資有価証券売却益	9
持分変動利益	846
その他	1
特別損失	93
固定資産売却損	50
固定資産除却損	42
税金等調整前当期純利益	8,967
法人税、住民税及び事業税	3,354
法人税等調整額	3
少数株主利益	549
当期純利益	5,060

## 連結株主資本等変動計算書

（平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年2月28日 残高	3,701	4,369	18,878	△70	26,879
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	2,681	2,681			5,363
剰 余 金 の 配 当			△542		△542
当 期 純 利 益			5,060		5,060
自 己 株 式 の 取 得				△25	△25
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2,681	2,681	4,517	△25	9,855
平成20年2月29日 残高	6,382	7,051	23,396	△95	36,734

	評価・換算 差額等	少数株主持分
	その他有価証 券評価差額金	
平成19年2月28日 残高	285	599
連結会計年度中の変動額		
新 株 の 発 行		
剰 余 金 の 配 当		
当 期 純 利 益		
自 己 株 式 の 取 得		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△126	2,428
連結会計年度中の変動額合計	△126	2,428
平成20年2月29日 残高	159	3,027

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ダイセキ環境ソリューション  
北陸ダイセキ株式会社  
田村産業株式会社  
田村産業株式会社については、当連結会計年度における株式取得により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社(株式会社グリーンアローズホールディングス)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、田村産業株式会社は決算日を5月31日から2月末日に変更したため、連結財務諸表上、同社の損益は平成19年6月1日から平成20年2月29日までの9ヶ月間となっております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 記載金額

表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### ② 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、半製品、仕掛品 総平均法による原価法  
及び仕掛処理原価

・商品及び原材料 移動平均法による低価法

・貯蔵品 主に最終仕入原価法

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく定率法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 従業員退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

- ⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦ 重要なリース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。
- ロ. 仕掛処理原価 環境部門における産業廃棄物処理未完了の取引において発生した原価を計上しております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。  
なお、田村産業株式会社の取得に係るのれんの償却期間は9年であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### 担保に供している資産

建物及び構築物	694百万円
機械装置	99百万円
土地	1,260百万円
計	2,054百万円

#### 担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金	285百万円
長期借入金	1,571百万円
計	1,857百万円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,417百万円



### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	32,077,239 株	41,022,686 株

(注) 普通株式の発行済株式の総数の増加は、株式分割による増加6,415,447株、公募増資による新株の発行2,200,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株の発行330,000株によるものであります。

#### (2) 自己株式の種類及び数

自己株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	46,431 株	65,162 株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、株式分割による増加9,286株、単元未満株式の買取りによる増加9,445株であります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ. 平成19年5月24日開催の第49回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 256百万円
- ・1株当たり配当額 8円
- ・基準日 平成19年2月28日
- ・効力発生日 平成19年5月25日

ロ. 平成19年10月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 286百万円
- ・1株当たり配当額 7円
- ・基準日 平成19年8月31日
- ・効力発生日 平成19年11月14日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成20年5月22日開催の第50回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 409百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成20年2月29日
- ・効力発生日 平成20年5月23日

#### 4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	900円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	124円77銭

#### 5. 重要な後発事象に関する注記

##### 株式分割

平成20年1月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

平成20年3月1日付をもって普通株式1株につき1.1株に分割します。

- ① 分割により増加する株式数  
普通株式 4,102,268株

##### ② 分割方法

平成20年2月29日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき1.1株の割合をもって分割します。

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額	818円88銭
1株当たり当期純利益	113円42銭

# 貸借対照表

(平成20年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>(23,276)</b>	<b>流動負債</b>	<b>(5,027)</b>
現金及び預金	17,955	支払手形	558
受取手形	1,276	買掛金	1,117
売掛金	3,469	未払金	636
商製品	8	未払法人税等	1,502
原材料	18	未払消費税	217
仕掛品	52	賞与引当金	148
仕掛処理原価	6	設備支払手形	650
貯蔵品	153	その他	195
繰延税金資産	75	<b>固定負債</b>	<b>(743)</b>
その他の資産	184	従業員退職給付当金	555
貸倒引当金	84	役員退職慰労引当金	186
<b>固定資産</b>	<b>(17,258)</b>	その他	1
<b>有形固定資産</b>	<b>12,313</b>	<b>負債合計</b>	<b>5,770</b>
建物	1,828	<b>(純資産の部)</b>	
構築物	1,767	<b>株主資本</b>	<b>(34,606)</b>
機械及び装置	2,417	資本金	6,382
車両運搬具	460	資本剰余金	7,051
工具器具備品	117	資本準備金	7,051
土地	5,571	利益剰余金	21,268
建設仮勘定	151	利益準備金	204
<b>無形固定資産</b>	<b>290</b>	その他利益剰余金	21,063
借地権	242	特別償却準備金	0
ソフトウェア	26	別途積立金	14,600
ガス供給利用権	2	繰越利益剰余金	6,462
工業用水道施設利用権	18	<b>自己株式</b>	<b>△95</b>
その他	0	<b>評価・換算差額等</b>	<b>(158)</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,653</b>	その他有価証券評価差額金	158
投資有価証券	646	<b>純資産合計</b>	<b>34,764</b>
関係会社株式	2,199	<b>負債純資産合計</b>	<b>40,535</b>
差入保証金	206		
長期貸付金	40		
保険積立金	594		
長期性預金	500		
繰延税金資産	325		
その他の資産	146		
貸倒引当金	△4		
<b>資産合計</b>	<b>40,535</b>		

## 損 益 計 算 書

（平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	23,859
売 上 原 価	14,816
売 上 総 利 益	9,042
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,882
営 業 利 益	6,160
営 業 外 収 益	119
営 業 外 費 用	54
経 常 利 益	6,225
特 別 利 益	9
特 別 損 失	72
税 引 前 当 期 純 利 益	6,162
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,550
法 人 税 等 調 整 額	△29
当 期 純 利 益	3,642

## 株主資本等変動計算書

（平成19年3月1日から  
平成20年2月29日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算 差額等	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他有価 証券評価 差額金
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金					
				特別 償却 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
平成19年2月28日残高	3,701	4,369	204	3	14,600	3,361	△70	26,169	284
事業年度中の変動額									
新株の発行	2,681	2,681						5,363	
特別償却準備金の 取崩し				△2		2		—	
剰余金の配当						△542		△542	
当期純利益						3,642		3,642	
自己株式の取得							△25	△25	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									△126
事業年度中の変動額合計	2,681	2,681	—	△2	—	3,101	△25	8,437	△126
平成20年2月29日残高	6,382	7,051	204	0	14,600	6,462	△95	34,606	158

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・製品・仕掛品及び仕掛処理 総平均法による原価法  
原価
  - ・商品及び原材料 移動平均法による低価法
  - ・貯蔵品 最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
  - 主な耐用年数
  - 建物 3年～50年
  - 構築物 4年～30年
  - 機械及び装置 2年～17年（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく定率法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産 定額法
  - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

- ③ 投資不動産 定率法

### (3) 繰延資産の処理方法

- 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 従業員退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

② 仕掛処理原価

環境部門における産業廃棄物処理未完了の取引において発生した原価を計上しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	10,216百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務	
① 短期金銭債権	9百万円
② 短期金銭債務	38百万円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	105百万円
② 仕入高等	570百万円
③ 営業取引以外の取引高	174百万円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数

自己株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度末株式数
普通株式	46,431 株	65,162 株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、株式分割による増加9,286株、単元未満株式の買取りによる増加9,445株であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(百万円)

(繰延税金資産)

未払事業税	115
投資有価証券	65
賞与引当金	59
従業員退職給付引当金	176
役員退職慰労引当金	75
減価償却資産	103
その他	23
繰延税金資産合計	619

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△107
その他	△1
繰延税金負債合計	△109
繰延税金資産の純額	510



## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車 両 運 搬 具	19百万円	13百万円	5百万円
工 具 器 具 備 品	32	13	19
合 計	51	27	24

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 当事業年度の末日における未経過リース料残高相当額等  
未経過リース料期末残高相当額

1年内	8百万円
1年超	15百万円
合計	24百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 当事業年度の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	9百万円
減価償却費相当額	9百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	北陸ダイセキ株式会社	所有 直接100.0		当社製品・商品の販売、産業廃棄物の処理受託(注)1	38	売掛金	4
				北陸ダイセキ株式会社商品の購入(注)2	194	買掛金	18
子会社	株式会社ダイセキ環境ソリューション	所有 直接53.6		産業廃棄物の処理受託等	20	売掛金	1
				産業廃棄物の処理委託、環境分析の委託等	375	買掛金	19
				建物等の賃貸	11	—	—
				固定資産の売却(注)5	146	—	—
				固定資産の売却損	44	—	—
子会社	田村産業株式会社	所有 直接49.0		産業廃棄物の処理受託、商品販売(注)1	46	売掛金	3

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 燃料等の購入については、北陸ダイセキ株式会社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。
3. 環境分析の委託については、株式会社ダイセキ環境ソリューション以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。
4. 建物の賃貸等については、近隣の取引実勢を勘案して価格を決定しております。
5. 固定資産の売却については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして価格を決定しております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 8. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、総合設立型の厚生年金基金制度に加入しております。また、従業員の退職等に際して退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象としていない割増退職金等を支払う場合があります。

### (2) 退職給付債務に関する事項

	(百万円)
イ. 退職給付債務	△725
ロ. 年金資産	254
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△471
ニ. 未認識数理計算上の差異	35
ホ. 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	△436
ヘ. 前払年金費用	119
ト. 退職給付引当金 (ホ+ヘ)	△555

(注) 総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産 (給与総額比按分額) は、2,958百万円であり、上記の年金資産には含めておりません。

### (3) 退職給付費用に関する事項

	(百万円)
イ. 勤務費用 (注)	205
ロ. 利息費用	13
ハ. 期待運用収益	△5
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△9
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	-
ヘ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	204

(注) 総合設立型の厚生年金基金制度に係る退職給付費用並びに割増退職金は、「勤務費用」に含めて計上しております。

### (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 割引率	2.0 %
ロ. 期待運用収益率	2.0 %
ハ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	1年

(発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。)

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	848円80銭
(2) 1株当たり当期純利益	89円80銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### 株式分割

平成20年1月9日開催の取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

平成20年3月1日付をもって普通株式1株につき1.1株に分割します。

#### ① 分割により増加する株式数

普通株式 4,102,268株

#### ② 分割方法

平成20年2月29日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき1.1株の割合をもって分割します。

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

1株当たり純資産額	771円63銭
1株当たり当期純利益	81円64銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成20年4月11日

株式会社ダイセキ

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松岡正明<sup>Ⓔ</sup>

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 水野裕之<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセキの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセキ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成20年4月11日

株式会社ダイセキ

取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松岡正明<sup>Ⓔ</sup>

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 水野裕之<sup>Ⓔ</sup>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセキの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年4月16日

株式会社 **ダイセキ** 監査役会

常勤監査役 原 田 利 男 ㊟

常勤監査役 山 下 常 紀 ㊟

社外監査役 水 野 三 四 三 ㊟

社外監査役 鈴 木 雅 二 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第50期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。また、当社は、昭和33年10月1日株式会社大同石油化学工業として設立以来、本年をもって50周年を迎えることとなります。これを記念するとともに株主の皆様の日頃のご支援に対し感謝の意を表するため、設立50周年記念配当3円を加え、あわせて1株につき10円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は409,575,240円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年5月23日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役1名選任の件

事業拡大及び経営体質強化のため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
宮地 芳弘 (昭和30年2月26日生)	昭和53年12月 当社入社 平成5年3月 名古屋事業所工場長就任 平成14年8月 関西事業所副所長就任 平成19年3月 関西事業所長就任(現)	16,999株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4名）が任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社の 株式数
1	原田 利男 (昭和22年8月6日生)	昭和55年2月 当社入社 昭和63年7月 総務部長就任 平成2年4月 経理部長就任 平成9年9月 企画管理本部副本部長就任 平成10年5月 常勤監査役就任（現）	21,628株
2	山下 常紀 (昭和15年1月31日生)	昭和41年9月 当社入社 昭和59年2月 取締役就任 平成12年9月 取締役副社長就任 平成18年5月 常勤監査役就任（現）	155,769株
3	鈴木 雅二 (昭和9年11月13日生)	平成6年1月 ナトコ株式会社監査役就任 平成12年12月 巴興業株式会社会長就任 平成14年12月 巴興業株式会社会長退任 平成15年1月 ナトコ株式会社監査役退任 平成17年5月 当社監査役就任（現）	一株
4	坂部 孝夫 (昭和21年10月22日生)	昭和47年4月 愛知県奉職 平成17年4月 愛知県環境部技監就任 平成18年4月 愛知県環境調査センター所長 就任 平成19年3月 愛知県退職 平成19年4月 坂部技術士事務所設立代表就 任（現） 平成19年5月 株式会社ダイセキ環境ソ リユーション 監査役就任 （現）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木雅二、坂部孝夫の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 鈴木雅二氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって3年が経過しております。
4. 社外監査役候補者の選任理由及び当社社外監査役としての在任期間は、以下のとおりであります
- (1) 鈴木雅二氏につきましては、長年にわたり会社経営に携わっており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として同氏の選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、平成17年5月より当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
- (2) 坂部孝夫氏につきましては、長年にわたる環境分野での業務経験を有しており、環境分野に関する専門的知見を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として同氏の選任をお願いするものであります。

#### **第4号議案 監査役報酬額改定の件**

現在の監査役の報酬は、平成7年5月16日開催の第37回定時株主総会において、年額3,000万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額5,000万円以内と改定させていただきたいと存じます。

また、現在の監査役は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく4名となります。

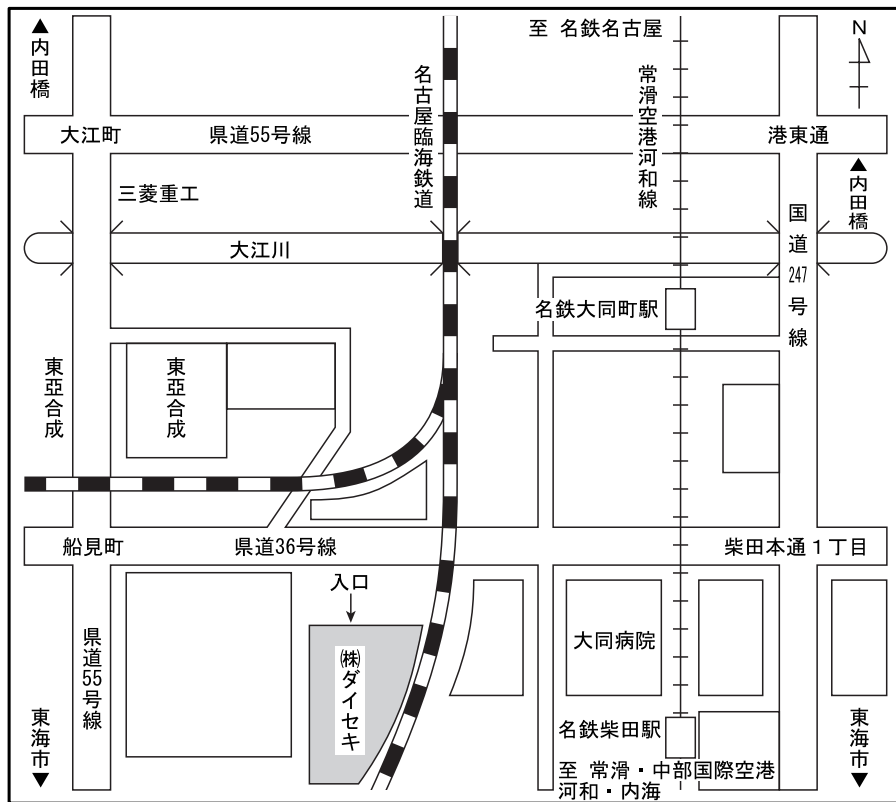
以 上

# 第50回定時株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市港区船見町1番地86

電話 (052) 611-6322

当社本社ビル4階会議室



## 交通機関

- 名古屋鉄道 常滑・中部国際空港・河和・内海方面  
「名鉄名古屋駅」より8駅目「柴田駅」下車、徒歩約13分
- ※ 柴田駅は普通列車のみ停車となります。